

# しんきんらいふ年金DF

## プレミアカレンシー・プラス2

通貨指定型個人年金保険 米ドル ユーロ 豪ドル

デイリーターゲット

ベーシック



信用金庫イメージキャラクター 咲坂実杏

### 契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申し込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元金割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

個人年金保険のお申込みは当金庫へ

この街と生きていく

**SHINKIN 信用金庫**

[引受保険会社]

 第一フロンティア生命  
第一生命グループ

1.この商品は、預金保険制度の対象ではありません。  
2.この商品は、預金と異なり元本の保証はありません。

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル

**0120-876-126**

営業時間 9:00~17:00

(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

#### サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②給付金などの請求のお手続き
- ③目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き



現在の積立利率、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容について下記の書類をご郵送します。

- 「ご契約内容のお知らせ」(年2回)  
\*1月末、7月末のご契約内容を翌月下旬以降にご郵送します。
- 目標値到達による「定額の円貨建終身保険への移行」のお知らせ  
\*「デイリーターゲット」を申し込まれた方のみ、目標値到達時にご郵送します。

ご検討、お申込みの際は、**「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。**

「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

#### 契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命03-6685-6500(大代表)]までご連絡ください。

#### その他ご注意いただきたい事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
  - 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
  - お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送りますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
  - 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
- \*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1

大崎ウイズタワー

第一フロンティア生命  
SHINKIN

ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル **0120-876-126**

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

19年4月版

ⒸB18F0415(2019.2.13) F4973-03 '19年3月作成 ラ

# 長引く低金利…「円より高い金利」で「確実にふや したい」、さらに「ふえたら円で確保したい」方へ

## ステップ1

### 円より高い金利を期待

運用する通貨・期間を選び、円換算の目標値を設定します。

105% または 110% ~ 200% (10%きざみ)

例 円貨払込金額 1,000万円 × 目標値 110% = 目標金額 1,100万円



## ステップ2

### 為替のチェックは

● 1年経過以後、目標到達判定します。

● 判定は **解約返還金額の円換算額** で

● 目標値は何度でも変

\*変更時は250%、300%も指定できます。

### おまかせ

達状況を

行います。

更できます。



## ステップ3

### ふえたら円で確保

目標値に到達した場合には(ケース①)、自動的に円貨で運用成果を確保し、円建の終身保険に移行します。▶P12

〈移行後にできること〉

- 円建の終身保険としてそのまま保有
- 解約・減額して、解約返還金額(円貨)のお受取り
- 終身保険にかえて、年金でのお受取り ▶P11

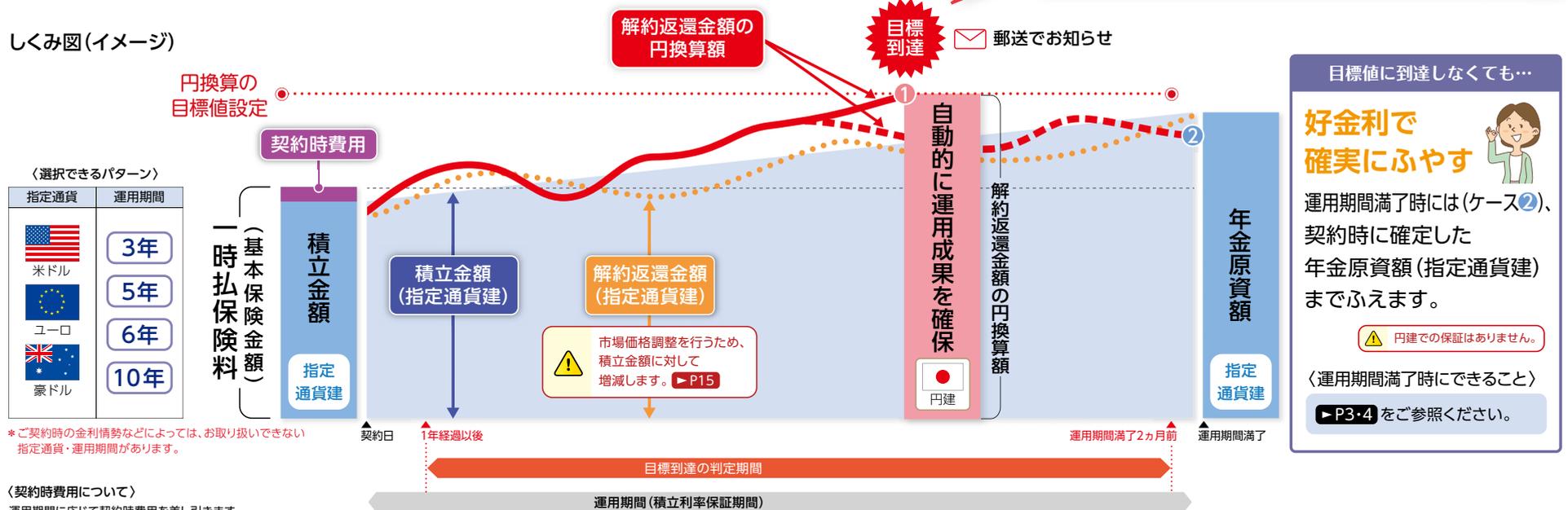
\*円建の終身保険に移行後は、市場価格調整を行いません。



デイリーターゲット (目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約)を付加するタイプ

\*目標値を設定しない **ヘッジック** を選択することもできます。▶P8

## しくみ図(イメージ)



〈選択できるパターン〉

指定通貨	運用期間
米ドル	3年
ユーロ	5年
豪ドル	6年
	10年

\*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・運用期間があります。

### 〈契約時費用について〉

運用期間に応じて契約時費用を差し引きます。

運用期間	3年	5年	6年	10年
契約時費用	2.5%	3.5%	4.0%	6.0%

\*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の積立金額、解約返還金額などを保証するものではありません。

### 死亡給付金額について

運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、その日における積立金額、解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金としてお支払いします。▶P10

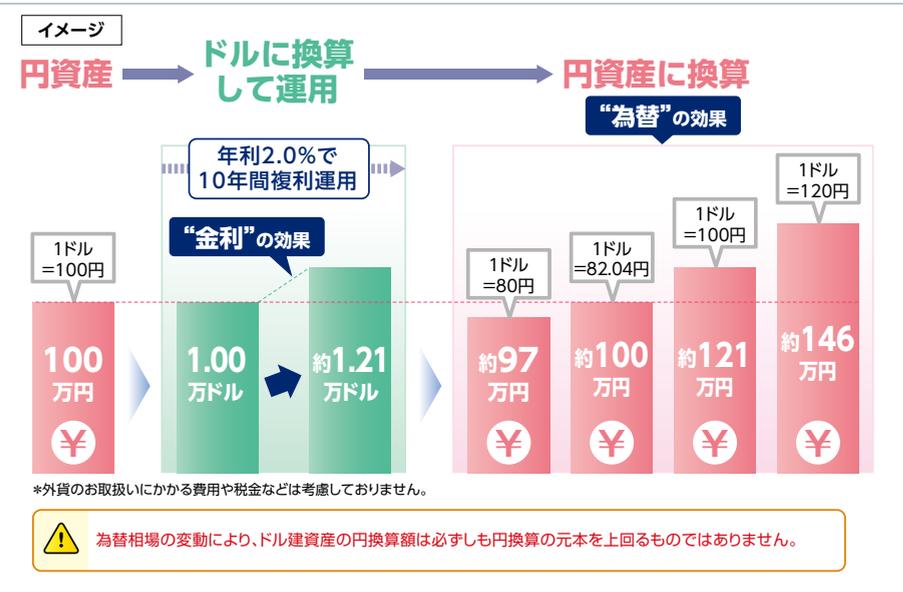


この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動

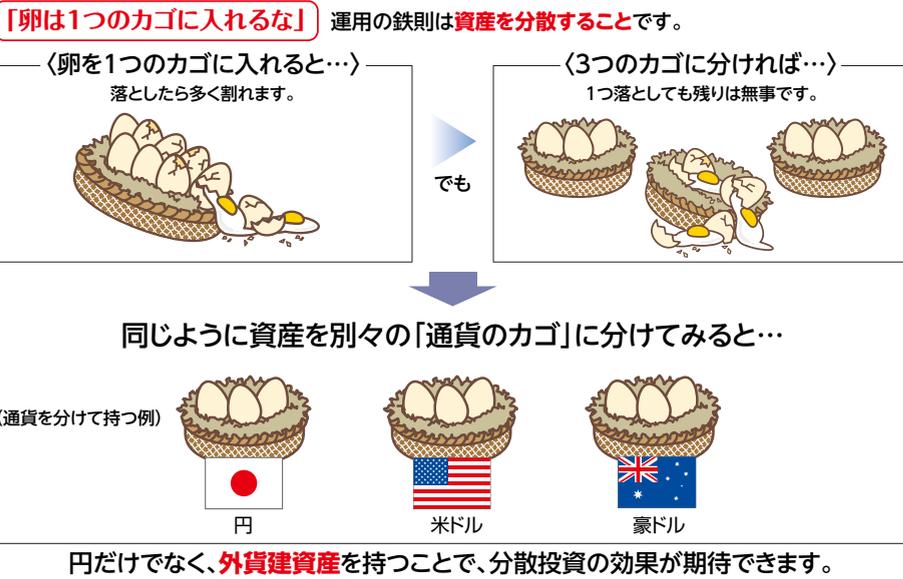
などによって損失が生じるおそれがあります。▶P17~19



### ① “金利”と“為替”の効果



### ② 分散投資の効果



### 1 この商品は預金ではありません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。預金とは異なり、また、**元本割れすることがあります**。

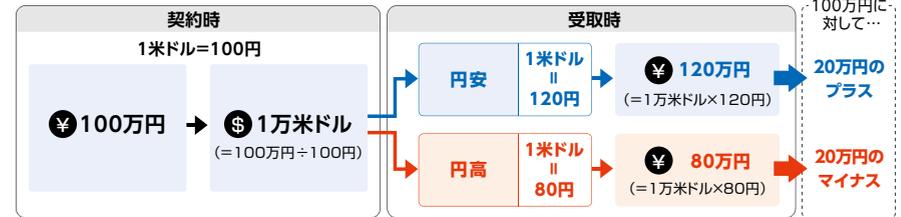


### 2 最低保証は“外貨ベース”となります。

⚠️ 為替リスク

この商品は外貨建のため、死亡給付金額や運用期間満了時の年原資額は、**円ベースでの保証はありません(円ベースで元本割れすることがあります)**。

#### 〈為替の影響の例〉



### 3 解約返還金額の最低保証はありません。

⚠️ 市場価格調整 ⚠️ 契約時費用

運用期間中に解約・減額した場合、解約返還金額が**一時払保険料を下回ることがあります**。

#### 〈市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉



\*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「積立利率」が算出されます。

〈解約返還金額の例〉(前提条件)指定通貨：米ドル、運用期間：10年、積立利率：3.00%、一時払保険料：100,000米ドル

経過年数	積立金額(米ドル)	解約返還金額(米ドル)	
		解約時の積立利率の変動幅	
		1.0%上昇	1.0%低下
1年	96,820	85,373	101,599
3年	102,716	① 93,141	② 106,639
5年	108,971	101,615	111,928
10年	126,328	126,328	126,328

#### 経過年数3年の解約返還金額(契約時費用も加味)

- 1 解約時の積立利率が、契約時と比べて1.0%上昇した場合
- 一時払保険料 100,000米ドル > 解約返還金額 93,141米ドル
- 2 解約時の積立利率が、契約時と比べて1.0%低下となった場合
- 一時払保険料 100,000米ドル < 解約返還金額 106,639米ドル

\*契約時費用は、運用期間ごとに〈3年〉2.5%、〈5年〉3.5%、〈6年〉4.0%、〈10年〉6.0%です。

\*上表に記載の積立金額および解約返還金額は、経過年数ごとの年単位の契約相当日の前日に解約した場合の金額で、小数点以下を切捨ててにより表示しています。

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

## 1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

## 2 この保険の特徴について

- この保険は、通貨および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率により増加した積立金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の外貨建の年金保険です。
- 通貨の種類は、米ドル、ユーロ、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただけます。
- 積立利率とは、積立金（一時払保険料から契約時費用を控除したうえで積み立てるお金）に適用される利率のことで、毎月2回（1日と16日）設定されます。積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。▶P21  
なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。
- 外貨建の年金原資額や死亡給付金額が、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- 年金の種類は確定年金、死亡時保証金額付終身年金、10年保証期間付終身年金から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます。
- 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の付加により、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して円建の終身保険に移行します。

- 商品のしくみ図（イメージ）については以下のとおりです。

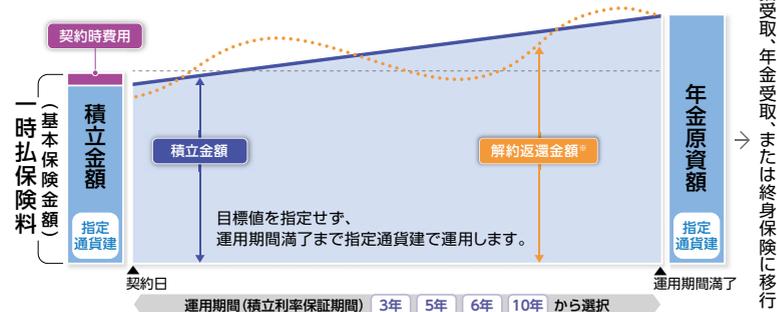
### デイリーターゲット

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加するタイプ ▶P1・2

### ベーシック

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加しないタイプ

<イメージ>



※市場価格調整を行うため、積立金額に対して増減します。

\*上記のしくみ図は積立利率保証期間を更新しない場合のイメージを表したものです。また、将来の積立金額、解約返還金額などを保証するものではありません。

\*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・運用期間があります。

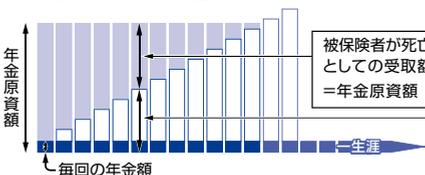
## 3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P17~19

## 4 保障内容について

### 年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

	年金の種類	年金受取開始年齢※
確定年金	<p>年金受取期間は、3年～7年(1年きざみ)、10年～40年(5年きざみ)から選択できます。</p>  <p>年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。 この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。</p>	3歳～90歳
死亡時保証金額付終身年金	<p>被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。</p>  <p>死亡時保証期間(年金支払開始日から年金受取総額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間)中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額を一括でお支払いします。この場合、年金を継続してお支払いするお取扱いはありません。</p>	50歳～90歳
10年保証期間付終身年金	<p>被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。</p>  <p>保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。 *早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。</p>	50歳～90歳
一括受取(年金原資額)一時支払	<p>年金原資額を一括受取することができます。</p>  <p>*ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。</p>	

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

\*年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

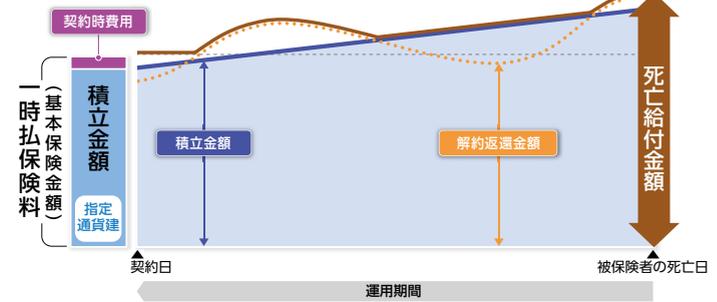
\*年金額が3,000米ドル、3,000ユーロ、3,000豪ドル、円貨の場合は30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。また、一時払保険料の金額によっては、ご契約時に選択いただけない年金種類および年金受取期間があります。

\*年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

### 死亡給付金

■被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日における積立金額、解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

<イメージ>



■年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについて、くわしくは▶P16をご参照ください。

■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加し、終身保険に移行後は以下のとおりとなります。▶P11・12

保険期間	死亡給付金額
移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返還金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

\*移行後の死亡給付金額は、移行前の死亡給付金額を下回ることがあります。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

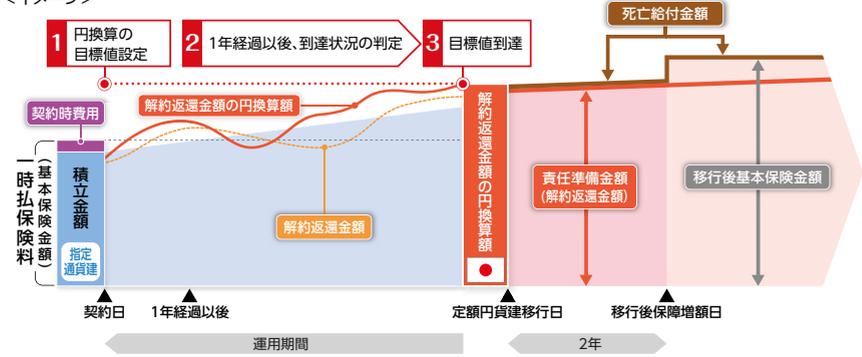
## 5 付加できる特約について

■くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

<p>目標値到達時 定額円貨建終身保険 移行特約 <b>ディリターゲット</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■運用期間満了日の2カ月前まで付加できます。</li> <li>■目標値に到達せずに運用期間が満了した場合でも、つぎの場合は目標到達の判定を継続します。 ・外貨建の終身保険に移行（「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加） ・積立利率保証期間の更新</li> <li>■「一時払保険料の円換算額（判定基準金額）」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、円建の終身保険に移行します。</li> <li>■移行後の死亡給付金額については <b>LP10</b> をご参照ください。</li> </ul>
<p>定額終身保険 移行特約 (移行後通貨指定型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■運用期間満了時に付加でき、年金原資額をもとに終身保険に移行できます。</li> <li>■契約日から起算して1年経過以後、運用期間満了日の2カ月前まで付加することもでき、この場合、特約申込日の解約返還金額をもとに終身保険に移行します。</li> <li>■移行後の指定通貨を変更することができます。円貨も指定できますが、目標値を設定していた場合（ディリターゲット）、以後の到達状況の判定は行いません（上記特約は消滅します）。</li> <li>■移行後の死亡給付金額については <b>LP10</b> をご参照ください。</li> <li>■移行後の解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります（市場価格調整は行いません）。</li> </ul>
<p>年金支払移行特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■上記2つの特約のいずれかを付加し、終身保険に移行後、付加できます（被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限ります）。</li> <li>■特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。</li> <li>■特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。</li> </ul>
<p>保険料 円貨入金特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保険料を円貨でお払いいただけます。</li> <li>■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。</li> </ul>
<p>保険料 外貨入金特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保険料を指定通貨と異なる外貨でお払いいただけます。</li> <li>■払込通貨および指定通貨について、ユーロは取り扱いません。</li> <li>■指定通貨への換算に適用する為替レート（クロスレート）は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。</li> </ul>
<p>円貨支払特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。</li> <li>■年金などのご請求の際に付加できます。</li> <li>■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。</li> <li>■円貨による年金受取の選択は、第1回の（特約）年金の請求の際に限ります。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。</li> </ul>
<p>死亡給付金等の 年金払特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。</li> <li>■死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。</li> <li>■特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回の5回きざみ）から選択できます。</li> </ul>

■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合のお取り扱いについて、以下のとおりとなります。

<イメージ>



\*責任準備金は、将来の死亡給付金をお支払いするために、積み立てたものです。

\*下記に記載のTTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

### 1 円換算の目標値設定

105%または110~200%(10%きざみ)で目標値を設定します。

払込通貨	円換算の目標金額
円 (「保険料円貨入金特約」を付加)	円貨払込金額 × 目標値
外貨 (指定通貨)	一時払保険料の円換算額 × 目標値 ↑ 一時払保険料 (指定通貨建) × 判定基準為替レート※1 (TTM+50銭)
指定通貨以外外貨 (「保険料外貨入金特約」を付加)	外貨払込金額の円換算額 × 目標値 ↑ 指定通貨以外外貨払込金額 × 判定基準為替レート※1 (TTM+50銭)

※1 第一フロンティア生命に着金した日(第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日)の為替レートです。

■「円換算の目標金額」が9億円相当額を超える設定、変更はできません。

\*市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

### 2 到達状況の判定

解約返還金額の円換算額 が、上記 1 「円換算の目標金額」に到達しているかを毎営業日、判定します。

判定期間		解約返還金額の円換算額
契約当初	契約日から1年経過以後※2より運用期間満了日の2カ月前まで	解約返還金額 (指定通貨建) × 目標値判定為替レート (TTM-50銭)
更新後	更新日から更新後の運用期間満了日の2カ月前まで	
外貨建の終身保険に移行後	終身保険移行日から終身	

※2 この特約を1年経過以後に付加した場合は、その付加日となります。

■目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに250%、300%も指定できます。

### 3 目標値到達

運用成果を円貨で確定し、自動的に円建の終身保険に移行します。

- 目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額円貨建移行日)に、円建の終身保険に移行します。
- 移行後基本保険金額は、到達判定日における解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出します。
- 定額円貨建移行日以後の死亡給付金額については **LP10** をご参照ください。
- 移行後に解約・減額した場合は、解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります（市場価格調整は行いません）。

## 6 ご契約のお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料 もしくは 各払込金額)	最低	<table border="1"> <tr> <td>指定通貨で 入金する場合</td> <td>米ドル 10,000米ドル</td> <td>ユーロ 10,000ユーロ</td> <td>豪ドル 10,000豪ドル</td> </tr> <tr> <td>「保険料円貨入金特約」を 付加する場合</td> <td colspan="3">円 100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「保険料外貨入金特約」を 付加する場合</td> <td colspan="3">払込通貨: 米ドル / 指定通貨: 豪ドル 10,000米ドル</td> </tr> <tr> <td colspan="3">払込通貨: 豪ドル / 指定通貨: 米ドル 10,000豪ドル</td> </tr> </table> <p>*保険料の払込単位は、円:1万円、米ドル:1米ドル、ユーロ:1ユーロ、豪ドル:1豪ドル。</p>	指定通貨で 入金する場合	米ドル 10,000米ドル	ユーロ 10,000ユーロ	豪ドル 10,000豪ドル	「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 100万円			「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨: 米ドル / 指定通貨: 豪ドル 10,000米ドル			払込通貨: 豪ドル / 指定通貨: 米ドル 10,000豪ドル		
	指定通貨で 入金する場合	米ドル 10,000米ドル	ユーロ 10,000ユーロ	豪ドル 10,000豪ドル													
「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 100万円																
「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨: 米ドル / 指定通貨: 豪ドル 10,000米ドル																
	払込通貨: 豪ドル / 指定通貨: 米ドル 10,000豪ドル																
	最高	<p>9億円相当額*</p> <p>※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、 基本保険金額は通算して9億円相当額を超えることはできません。</p>															
運用期間(積立利率保証期間)		<p>3年、5年、6年、10年、(1年**)</p> <p>**更新時のみ選択可能です。</p>															
契約年齢		<table border="1"> <tr> <th colspan="4">運用期間(積立利率保証期間)</th> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>6年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>0歳~87歳</td> <td>0歳~85歳</td> <td>0歳~84歳</td> <td>0歳~80歳</td> </tr> </table> <p>*契約日における被保険者の満年齢</p>	運用期間(積立利率保証期間)				3年	5年	6年	10年	0歳~87歳	0歳~85歳	0歳~84歳	0歳~80歳			
運用期間(積立利率保証期間)																	
3年	5年	6年	10年														
0歳~87歳	0歳~85歳	0歳~84歳	0歳~80歳														
年金受取 開始年齢	確定年金	<p>3歳~90歳</p> <p>*年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度 とします。(年金受取開始年齢+年金受取期間 ≤ 105歳)</p>															
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	50歳~90歳															
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定															
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の親族から指定															
後継年金受取人		<p>被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の親族から指定</p> <p>*後継年金受取人は1名のみ指定できます。</p>															

\*ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない指定通貨・運用期間があります。

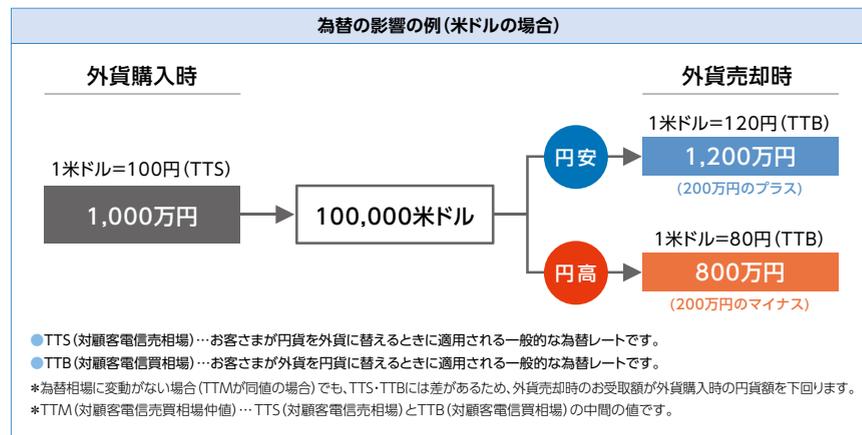
年金種類の変更	年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。	
年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います(確定年金のみ)。	
年金支払開始日の変更	繰上げ年金開始、年金支払開始日の繰延べ、積立利率保証期間の更新を取り扱います。	
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。	
解約	<p>解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。</p> <p>*請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。</p>	
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	<p>基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。</p> <p>ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000ユーロ、10,000豪ドル以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。</p>
契約者貸付	取り扱いません。	

## 7 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 8 為替リスクについて

■くわしくは **P19** をご参照ください。



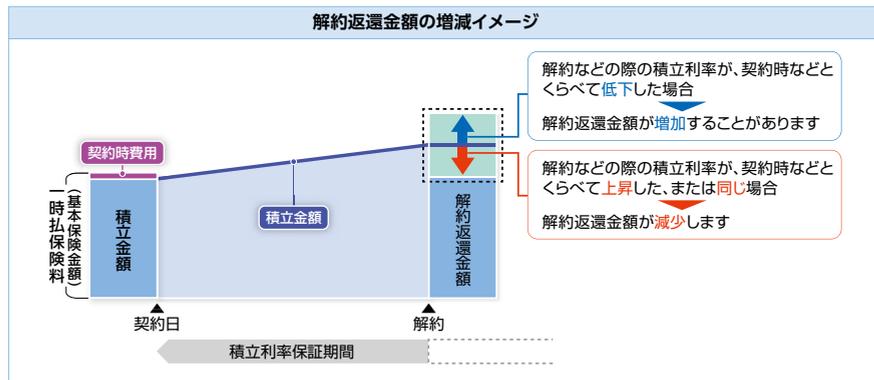
## 9 解約返還金額について

■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

### 市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[ \frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.45\%} \right]^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$

\*「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率とします。

\*「解約返還金計算日の積立利率」とは、解約返還金計算日を契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間の更新日)とみなした場合に、当社の定める方法により計算される、指定通貨と同一の通貨の種類でこの保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。

\*「残存月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、1ヵ月末満の端数があるときは、これを切り捨てます。

■繰上げ年金開始をした場合や、目標値に到達して円建の終身保険に移行する場合などにも、市場価格調整が適用されます。

■終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

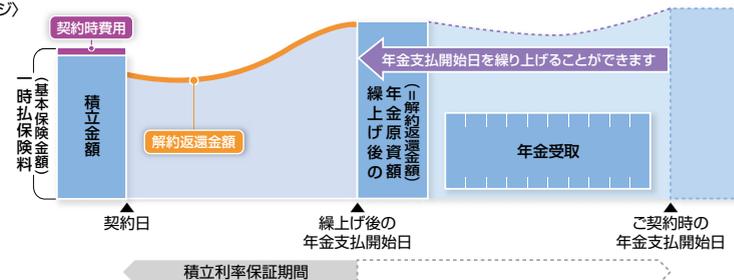
## 10 年金支払開始日の繰上げについて

■契約日から起算して1年以上経過している場合で、年金支払開始日前に限り、いつでも年金支払開始日を繰り上げることができます。

■繰上げ後の年金支払開始日は、お客さまサービスセンターがお申込みを受け付けた日(書類に不備がある場合は、完備した日)の翌日となります。

■繰上げ年金開始をした場合の年金原資額は解約返還金額となりますので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。くわしくは [P9](#) をご参照ください。

(イメージ)



## 11 積立利率保証期間の更新について

■積立利率保証期間の満了日に限り、積立利率保証期間を更新することができます。

■更新の際、更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額から更新時費用( [P17](#) をご参照ください)を差し引きします。

■更新時に、指定通貨を変更することができます。

■年金支払開始日における被保険者の満年齢が90歳を超えない範囲で更新できます。

■更新後の積立利率保証期間については、積立利率保証期間更新日の積立利率がその期間の満了日まで適用されます。

■「デイリーターゲット」で目標値に到達せず、積立利率保証期間を更新した場合、「一時払保険料の円換算額」に対する目標判定を、更新後の年金支払開始日の2ヵ月前まで行います。

■しくみ図(イメージ)については [P4](#) をご参照ください。

## 12 年金支払開始日の繰延べについて

■年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。

■繰延べ期間は最長3年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約当日の前日を限度とします。

■繰延べ前の年金支払開始日の前日における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。

■繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。

■繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出されます。

■「デイリーターゲット」で目標値に到達せず、年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の目標値への到達状況の判定は行いません。

■しくみ図(イメージ)については [P4](#) をご参照ください。

## 13 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは [P17・18](#) をご参照ください。

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

## ⚠️ お客さまに負担していただく諸費用について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

### ご契約時

項目	費用							
契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。	一時払保険料から、基本保険金額につぎの率を乗じた金額を控除します。							
	積立利率保証期間							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>6年</th> <th>10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2.5%</td> <td style="text-align: center;">3.5%</td> <td style="text-align: center;">4.0%</td> <td style="text-align: center;">6.0%</td> </tr> </tbody> </table>	3年	5年	6年	10年	2.5%	3.5%	4.0%
3年	5年	6年	10年					
2.5%	3.5%	4.0%	6.0%					

### 積立利率保証期間中

積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率(=保険契約関係係率)を、あらかじめ差し引いております。

### 積立利率保証期間の更新時

項目	費用									
更新時費用 積立利率保証期間の更新に必要な費用です。	更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額から、更新後の基本保険金額につぎの率を乗じた金額を控除します。									
	積立利率保証期間									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1年</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>6年</th> <th>10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.2%</td> <td style="text-align: center;">1.1%</td> <td style="text-align: center;">1.8%</td> <td style="text-align: center;">2.1%</td> <td style="text-align: center;">3.6%</td> </tr> </tbody> </table>	1年	3年	5年	6年	10年	0.2%	1.1%	1.8%	2.1%
1年	3年	5年	6年	10年						
0.2%	1.1%	1.8%	2.1%	3.6%						

### 年金受取期間中

項目	費用 <sup>※2</sup>
保険契約関係費 (年金管理費) <sup>※1</sup> 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して <b>0.4%</b> (円貨で年金を受け取る場合は <b>最大0.35%</b> )

※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます)の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2019年2月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

※2 10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額および死亡時保証金額付終身年金の受取年金額に対しては**1.4%**(円貨の場合は**1.0%**)となります。

### 終身保険への移行後

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。  
\*上記の費用は、移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。

### 通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM-50銭
「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して指定通貨を円貨に変更する場合の為替レート	TTM-50銭

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート) (払込通貨のTTM-25銭) ÷ (指定通貨のTTM+25銭)
--

③積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合など

積立利率保証期間の更新時、または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して指定通貨を別の外貨に変更する場合の為替レート(クロスレート) (変更前の指定通貨のTTM-25銭) ÷ (変更後の指定通貨のTTM+25銭)
--

\*上記の為替レートは、2019年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

### 外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

\*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

## ⚠ 解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## ⚠ 為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

■ お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内<sup>※1</sup>であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除<sup>※2</sup>ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



■ お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。郵便(はがき、封書)<sup>※3</sup>により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

<送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号  
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

■ 書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 〇〇県〇〇市××1-2-3 TEL〇〇-XXXX-〇〇〇〇
お払い込みいただいた金額・通貨	〇,〇〇〇,〇〇〇 (米ドル・ユーロ・豪ドル・円)
ご本人名義の返金口座 <sup>※4</sup>	〇〇銀行〇〇支店 預金種類1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

※4 外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご記入ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご記入された場合、円貨に両替される場合があります。

- お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- 一時払保険料充当金(「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額)と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。お客さまが外貨をお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。
- 当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払い込みいただいた場合、指定通貨でお返しいたします。
- ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。

## 2 告知は不要です

■ この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

■ 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

\*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

## 3 ご契約に適用される積立利率は、契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日)における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- 積立利率は、一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額に適用されます。したがって、一時払保険料に対する実質利回りは、積立利率よりも低くなります。
- 積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

積立利率は、通貨および積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた金利スワップレートを指標金利とします。その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大1.5%を加えた率を上限、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内で当社が定めた率から、保険契約の締結・維持および死亡給付金を支払うための費用の率(=保険契約関係費率)を差し引いた利率となります。

## 4 保障の開始は以下のとおりとなります(保障の責任開始期)

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

## 5 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金・年金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

## 6 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額はつぎの影響をうけます。
  - ① 市場価格調整
  - ② 契約時費用
  - ③ 円貨に換算した金額は解約時の為替レート解約返還金額の計算方法などくわしくは **▶P15** をご参照ください。

## 7 この保険には為替リスクがあります

- くわしくは **▶P19** をご参照ください。

## 8 給付金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820  
受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 9 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

## 10 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

## 11 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

## 12 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申し出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00～17:00  
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

## 13 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2019年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

\*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

\*ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いとなりますのでご注意ください。

### 外貨建の保険契約のお取扱い

■つぎの基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金	源泉分離課税となる場合	解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡給付金 死亡時保証金額	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
年金原資額の 一時支払	源泉分離課税となる場合	年金支払開始日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
(特約)年金		(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

\*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。

\*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。

\*「円貨支払特約」を付加した場合などで、当社が、年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

\*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

\*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

### ご契約時

■お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	--

### 積立利率保証期間中および終身保険への移行後

■解約・減額時の差益に対する課税

●積立利率保証期間中

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税(一時所得※1)+住民税	

●終身保険への移行後

所得税(一時所得※1)+住民税の対象となります。

■死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

### 年金受取期間中

■一括受取(年金原資額の一部支払)時の差益に対する課税

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税(雑所得※2)+住民税	所得税(一時所得※1)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税(雑所得※2)+住民税

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

■死亡時保証金額受取時の課税

契約形態	契約例				課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金 受取人	後継年金 受取人	
被保険者と年金受取人が別人	A	B	A	—	所得税(一時所得※1)+住民税
被保険者と年金受取人が同一人	A	A	A	B	相続税

\*死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人(年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人)に支払われます。

※1 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left( \text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

(収入) (受取額) (払込保険料) (50万円)

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

## アメリカ・オーストラリアの魅力

### 日本より高い経済成長率(日本との比較)



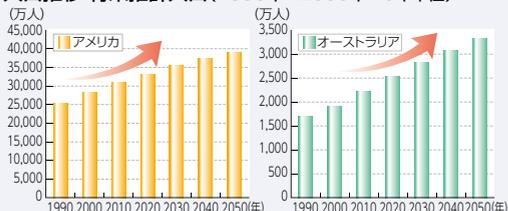
### 比較的良好な財政状況

#### 政府債務残高の各国GDP比(2017年)



### 今後も人口増加の見込み

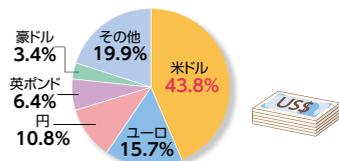
#### 人口推移・将来推計人口(1990年~2050年:10年単位)



## さらにアメリカ(米ドル)を見てみると...

### 世界の基軸通貨

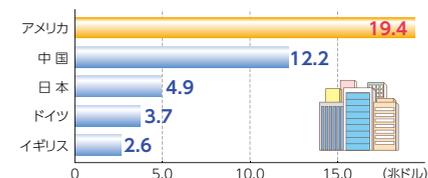
#### 外国為替市場に占める取引高比率(2016年4月)



国際決済銀行(BIS)「Triennial Central Bank Survey: Global foreign exchange market turnover in 2016」(2016年12月改訂)をもとに作成

### 世界一の経済大国

#### 名目GDP(2017年)



外務省経済局「主要経済指標(2018年10月)」をもとに作成

## さらにオーストラリア(豪ドル)を見てみると...

### 豊富な天然資源

#### 主な鉱物資源生産世界シェア(2017年)

リチウム	1位	43.5%	チタン鉱石	2位	14.5%
鉄鉱石	1位	36.7%	鉛	2位	9.6%
ガーネット	1位	36.4%	金	2位	9.5%
ボーキサイト	1位	27.7%	ダイヤモンド	3位	22.6%
レアアース	2位	15.4%	マンガン	3位	13.8%

USGS「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2018」のデータをもとに作成  
\*生産量については、USGS「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2018」に生産量が記載されている国の順位のシェアであり、必ずしも世界順位シェアを正確に反映しているとは限りません。

### 高い食料自給率

#### 食料自給率(カロリーベース)(2013年)



農林水産省「平成29年度食料需給表(概算)」をもとに作成

### 各国の10年国債利回りの推移(2000年1月~2018年11月末)

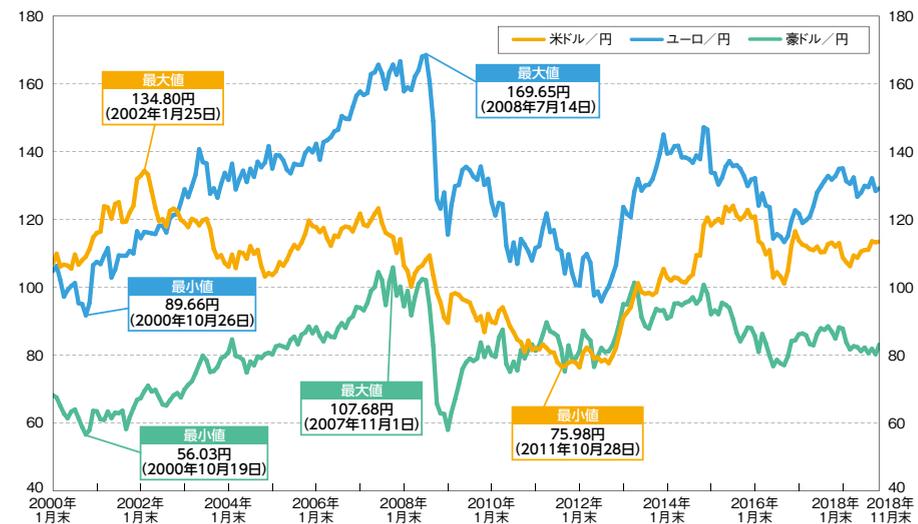
(単位:%)



Bloombergデータをもとに作成  
\*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

### 為替レートの推移(2000年1月~2018年11月末)

(単位:円)



Bloombergデータをもとに作成  
\*対象期間について、日次データ(TTM)より月末値を抽出してグラフを作成(最大値、最小値は日次データを集計)